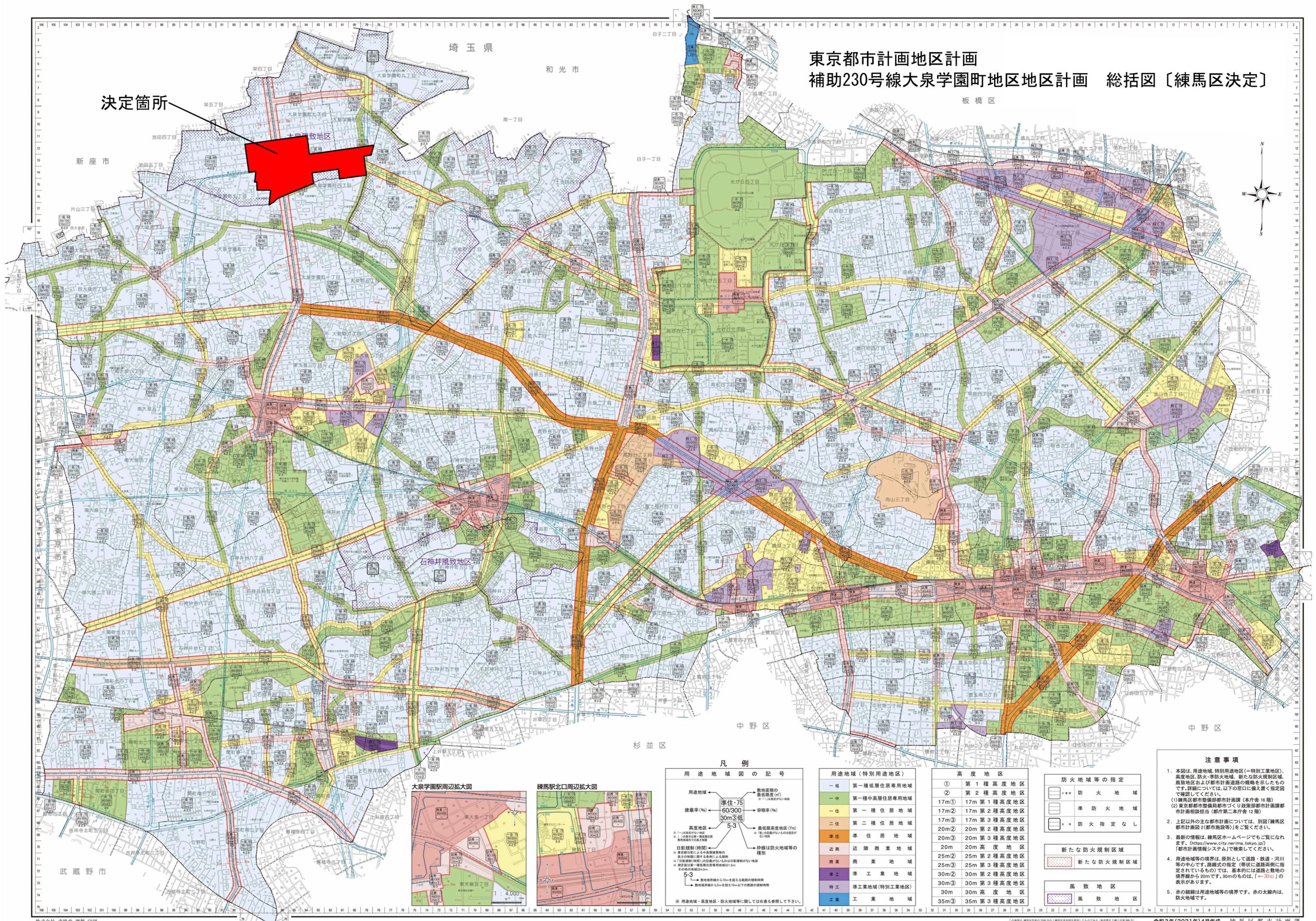


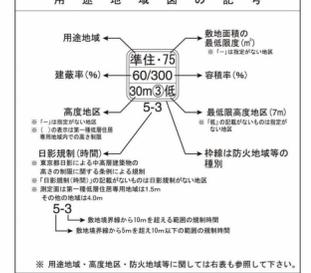
東京都計画地区計画
 補助230号線大泉学園町地区地区計画 総括図〔練馬区決定〕



決定箇所



凡例

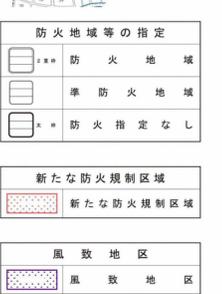


用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区



- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
 (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主要都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.lg.jp/都市計画情報システム)で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から20mです。基本的には道路と敷地の境界線から30mのものは、「=30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

